

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 山梨市

令和8年5月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）

1. 全職員に係る情報

職員区分	令和7年度
任期の定めのない常勤職員	85.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.1 %
全職員	67.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.9 %
本庁課長補佐相当職	99.5 %
本庁係長相当職	103.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	令和7年度
36年以上	108.1 %
31～35年	97.2 %
26～30年	100.9 %
21～25年	94.9 %
16～20年	92.6 %
11～15年	87.4 %
6～10年	88.6 %
1～5年	84.9 %

【説明欄】

「1. 全職員に係る情報の職員区分」のうち、「任期の定めのない常勤職員」については、年齢階層が高い職員の女性職員割合が少ないこと、「全職員」については、会計年度任用職員の女性総数が多いことから、差が生じている。

「2. (2) 勤続年数別」の勤続年数のうち、「31～35年」については、管理職の女性職員割合が少ないこと、「21～25年」以下については、時間外勤務手当や扶養手当の支給を受ける職員の女性職員割合が少ないこと、採用時の職歴が男性職員の方が多いことから、差が生じている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	3.4 %

【説明欄】

特になし。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	3.4 %
本庁課長補佐相当職	39.3 %
本庁係長相当職	32.1 %

【説明欄】

特になし。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	62.5 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	－ %	－ %
1週間以上2週間未満	20 %	0 %	－ %	－ %
2週間以上1月以下	40 %	0 %	－ %	－ %
1月超3月以下	20 %	0 %	－ %	－ %
3月超6月以下	20 %	0 %	－ %	－ %
6月超9月以下	0 %	0 %	－ %	－ %
9月超12月以下	0 %	33.3 %	－ %	－ %
12月超24月以下	0 %	25.0 %	－ %	－ %
24月超	0 %	41.7 %	－	－

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	19.4 時間/月
内部部局等以外	- 時間/月

【説明欄】

特になし。